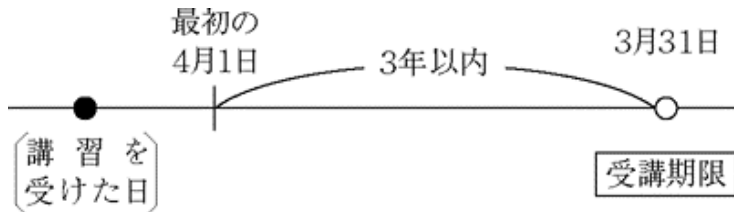


保安講習の受講期限について

(消防法第 13 条の 23、危険物の規制に関する規則第 58 条の 14)

(1) 継続して危険物の取扱作業に従事している方

製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、都道府県知事等が行う保安に関する講習を受講した日以後における最初の 4 月 1 日から 3 年以内に受講しなければなりません。(規則第 58 条の 14 第 2 項)



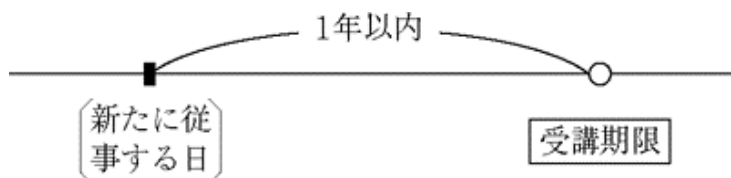
(例) 令和 2 年 10 月 1 日に受講した場合

最初の 4 月 1 日 : 令和 3 年 4 月 1 日

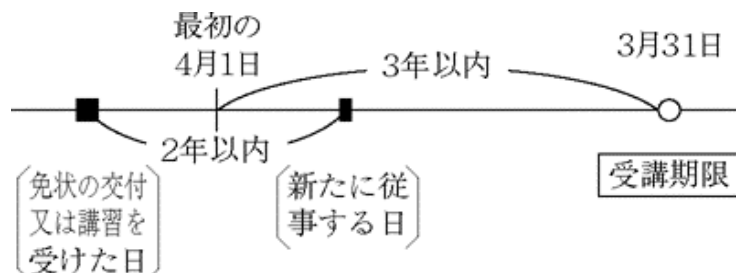
次の受講期限 : 令和 6 年 3 月 31 日

(2) 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合

危険物の取扱作業に従事していなかった危険物取扱者が、新たに危険物の取扱作業に従事することになった場合は、その従事することとなった日から 1 年以内に受講しなければなりません。(規則第 58 条の 14 第 1 項)



ただし、従事することとなった日前 2 年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又は受講日以後における最初の 4 月 1 日から 3 年以内に受講しなければなりません。(規則第 58 条の 14 第 1 項ただし書)



(3) 危険物取扱作業に従事しなくなった方又は従事していない方 法令上、特に受講する義務はありません。